

戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方

本資料では、戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方を解説します。
以下の手順にて、申請可能か確認してください。

1 住宅の延べ床面積を算出してください。

2 断熱改修する居室等と部位(天井・外壁・床・窓・ガラス)を決めてください。

- ・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）は必ず選択してください。
- ・導入する断熱材及び窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工する必要があります。
- ・補助対象となるのは、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみとなります。
- ・基礎断熱改修を行う場合、エネルギー計算結果早見表は使用できません。「個別エネルギー計算書」等を提出してください（「**2**-3個別計算について」参照）。

3 改修率を計算してください。

$$\text{改修率 (\%)} = \frac{\text{補助対象床面積合計}^{\ast} (\text{m}^2)}{\text{延べ床面積} (\text{m}^2)} \times 100$$

※ 補助対象床面積合計 = **2** で選択した部位全て(天井を除く)を改修する居室等の床面積の合計

<計算例>

- * 参考例を基に計算
- * 計算は全て小数点第3位切捨て

① 住宅の延べ床面積を計算します。

- ・1階の床面積が78.66㎡
- ・2階の床面積が64.59㎡の場合

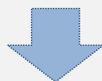
延べ床面積 = 143.25㎡



② 補助対象床面積を計算します。

- ・1階の床面積が64.59㎡
- ・2階の床面積が57.96㎡の場合

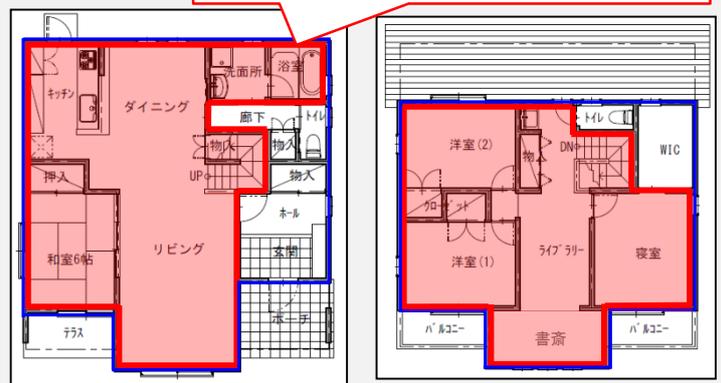
補助対象床面積 = 122.55㎡



③ 改修率を計算します。

$$\text{改修率} = \frac{122.55\text{m}^2}{143.25\text{m}^2} \times 100 = 85.5 (\%) \rightarrow 85 (\%)$$

(参考例)



1階平面図

2階平面図

- …住宅の床面積部
- …補助対象床面積部

小数点第1位は切捨てし整数で表記します。

4 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。

＜確認方法＞

- ① ②で決めた断熱改修する部位の組合せ (4～2部位)
- ② 地域区分 (1～8地域)

早見表で①②の交わる部分の改修率を確認。
③で求めた改修率が早見表の改修率より上回っていれば申請ができます。

＜参考例＞

①断熱改修する部位の組合せ

・天井、床、窓の3部位改修
⇒ 組合せ番号：5

②地域区分：6

* 改修率：85%

* 早見表改修率との比較
85% ≥ 25%
(判定：申請可能)

◆エネルギー計算結果早見表（戸建住宅）

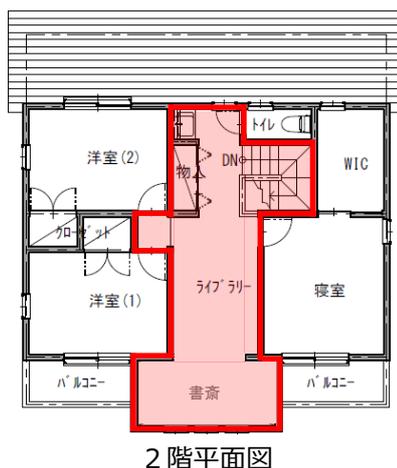
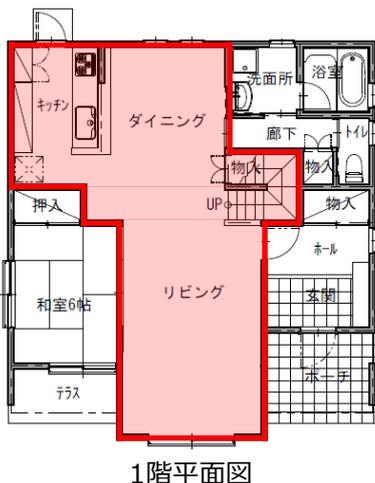
断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床 ^{※1}	窓・ガラス	最低改修率(%)								
						地域区分								
						1	2	3	4	5	6	7	8	
4部位	1	天井	外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	2	天井	外壁		窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25	
3部位	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25	25	25	
	4		外壁	床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	50	
	5	天井		床	窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25	
	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25	25	25	
2部位	7	天井		床		25	25	25	25	25	25	25	25	
	8	天井			窓の改修、ガラスの改修	25	25	25	25	25	25	25	25	
	9		外壁		窓の改修	30	30	40	40	40	40	40	70	
	10		外壁		ガラスの改修	40	40	40	40	40	40	40	70	
	11		外壁	床		40	40	40	40	40	40	40	100	
	12			床	窓の改修	40	40	40	40	40	40	40	100	
1部位	13			床	ガラスの改修	50	40	40	40	40	40	40		
	14				窓の改修	100	100	100	100	100	100	100		

※選択部が「個別計算」と表記がある場合は、個別エネルギー計算書の提出が必要です。

5 早見表で最低改修率に達しない場合は、見直しを行ってください。

- ・改修する居室等を増やし、改修率を上げる。
- ・断熱改修部位の組合せを変更する。
- ・「個別エネルギー計算書」等を提出する（「2-3個別計算について」参照）。

【注意事項】 同一空間の考え方



間仕切りがなく、空間がつながっている場合（吹抜け、階段等）は、同一空間と見なし、改修する居室等に含んでください。

左記の図の場合、1階のリビング、ダイニングを改修する場合は、階段で空間がつながっているライブラリー等も改修する居室等に含む必要があります。